

県土整備部建築設計等委託業務成績評定の実施要領

(目的)

第1条 この要領は、県土整備部住宅建築局所管の建築設計等委託業務の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 この要領において評定の対象とする委託業務（以下「委託業務」という。）は、次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 建築設計業務（総合、構造、電気設備、機械設備の設計業務及び積算業務をいう。）
 - (2) 建築又は建築設備に関する診断業務
- 2 評定は、原則として1件の最終契約金額が100万円を超える委託業務について行うものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、災害時において緊急を要する委託業務は、評定の対象としない。

(評定者)

第3条 委託業務の評定者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる検査員（検査職員）、総括調査員及び主任調査員とする。

- (1) 検査員とは、県土整備部建築設計等委託業務検査取扱要領第3条に定める者をいう。
- (2) 総括調査員、主任調査員とは設計業務等委託契約書に基づき受注者に通知した総括調査職員及び主任調査職員をいう。なお、原則として、総括調査員は班長、主幹又は技術専門員、主任調査員は担当職員をいう。

(評定の方法)

第4条 評定は、委託業務ごとに独立して行うものとする。

- 2 評定は、監督（調査）又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。
- 3 評定の結果は、建築設計等委託業務成績評定表（様式第1号）（以下「評定表」という。）に記録するものとする。

(評定の時期)

第5条 総括調査員又は主任調査員である評定者は委託業務の完了に伴い業務完了報告書の提出を受けたとき、検査員である評定者は完了検査を実施したとき、それぞれ評定するものとする。

2 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、評定表を業務担当課の課長（以下「業務担当課長」という。）に提出するものとする。

(評定結果の通知及び公表)

第6条 業務担当課長は、前条により評定者から評定表の提出があったときは、当該委託業務の受注者に対して、様式第2号により評定結果を通知するものとする。

2 前項の通知には、建築設計等委託業務成績評定通知表（様式第3号）（以下「通知表」という。）を添付するものとする。

3 業務担当課長は、第1項の通知をしたときは、通知表により評定結果を公表するものとする。

(評定の修正)

第7条 評定者は、第5条により通知表を業務担当課長に提出した後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 評定者は、評定の修正を行ったときは、遅滞なく、修正した通知表（以下「修正通知表」という。）を業務担当課長に提出するものとする。

(修正結果の通知及び公表)

第8条 業務担当課長は、前条第2項の修正通知表が第6条第1項による当該委託業務の評定結果の通知をするまでに提出されたときは、当該修正通知表を当初の通知表と見なし、第6条の規定により通知及び公表を行うものとする。

2 業務担当課長は、前条第2項の修正通知表が第6条第1項による当該委託業務の評定結果の通知をした後に提出されたときは、当該委託業務の受注者に対して、様式第2号により修正結果を通知するものとする。

3 前項の通知には、修正通知表を添付するものとする。

4 業務担当課長は、第2項の通知をしたときは、修正通知表により修正結果を公表するものとする。

(説明請求等)

第9条 第6条第1項又は前条第2項による通知を受けた者は、通知の日から起算して21日（「休日」を含む。）以内に、書面により、業務担当課長に対

して評定の内容について説明を求めることができる。

- 2 業務担当課長は、前項により受注者から評定の内容について説明を求められたときは、説明請求の日から起算して21日（「休日」を含む。）以内に、当該説明請求を行った者（以下「申立者」という。）に対し、様式第4号により回答するものとする。
- 3 業務担当課長は、前項の回答をする場合、別に定める建築設計等委託業務成績評定評価委員会に意見を求めることができる。
- 4 業務担当課長は、第2項により申立者に回答を行ったときは、申立者の提出した書面及び回答を行った書面を公表するものとする。

（再説明請求）

第10条 前条第2項の回答を受けた者は、再度の説明を求めることはできないものとする。

（委任）

第11条 本要領に規定する通知、公表及び回答に関し、本要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和2年1月1日以降に完了する委託業務から施行する。ただし、第6条第3項、第8条第4項及び第9条4項の公表については、令和2年4月1日以降に公告する委託業務から施行する。